

大阪市、newmo 株式会社及び夢洲交通株式会社との
自動運転タクシーサービスの実現に向けた連携協定書

(目的)

第1条 本協定は、令和8年3月18日に要望を受けた「自動運転タクシーサービスの実現に向けた要望」を受け、大阪市（以下「甲」という。）とnewmo株式会社（以下「乙」という。）と夢洲交通株式会社（以下「丙」という。）が相互に連携・協力し、最先端技術を用いた新しい交通サービスの提供により大阪の成長戦略の実現に寄与するとともに、タクシーの運転士等の担い手不足等の社会課題の解決にも寄与することを目的とする。

(連携・協定事項)

第2条 甲、乙及び丙は、前条に規定する目的を達成するために、大阪市における自動運転タクシーの導入に向け、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について相互に連携・協力する。

- (1) 自動運転タクシーの実証実験に関すること
- (2) 関係機関との体制構築に関すること
- (3) 実証走行エリア等の調整・確保に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(費用負担)

第3条 連携事項の実施について、乙又は丙が負担し、甲の費用負担はないものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3ヵ月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲、乙及び丙のいずれかから本協定の解除に係る申し出が書面によりなされた場合、本協定の内容を更新・変更する必要があるれば、協議のうえ、再度締結するものとする。

(守秘義務)

第5条 甲、乙及び丙は、第2条に定める連携事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(事故等への対応)

第6条 乙又は丙が連携事項の実施に際して事故を発生させた場合または事故に遭遇した場合には、必要な措置を講じるとともに、甲へただちに報告するものとする。

(紛争解決)

第 7 条 本協定に関して生じた紛争については、甲、乙及び丙で誠意をもって協議し、解決を図るものとする。協議によって解決が困難な場合は、本協定に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 8 条 本協定に定めない事項又は本協定に定める事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、協定締結の証として本書 3 通を作成し、甲乙丙署名のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 8 日

甲 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番 20 号

大阪市

大阪市長

横山 英幸 (自署)

乙 東京都港区虎ノ門 3 丁目 5 番 1 号 虎ノ門 37 森ビル

newmo 株式会社

代表取締役社長

青柳 直樹 (自署)

丙 大阪府大阪市城東区永田 2 丁目 8 番 16 号

夢洲交通株式会社

代表取締役社長

井本 陽子 (自署)